

議会運営委員会次第

令和7年6月17日
議会運営委員会室

1 開 会

2 協議事項

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 議案・請願の委員会付託について | 資料1 |
| (2) 本日の本会議の議事順序について | 資料2 |
| (3) 議員発議案について | 資料3 |

3 その他

4 閉 会

令和7年6月定例会

令和7年6月17日

議案・請願 委員会付託表（案）

〔議 案〕

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）	○	○	○	○	○
第2号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	○				
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例				○	
第4号	都市公園条例の一部を改正する条例			○		
第5号	職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例	○				
第6号	職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	○				
第7号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	○				
第8号	宮崎県救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		○			
第9号	宮崎県女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		○			
第10号	うなぎ稚魚の取扱いに関する条例を廃止する条例				○	
第11号	工事請負契約の変更について			○		
第12号	工事請負契約の変更について			○		
第13号	工事請負契約の変更について	○				
第15号	宮崎県議会議員及び宮崎県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	○				
計		7	3	4	3	1

※ 議案第14号は人事案件

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第15号	宮崎県におけるアピアランスケアに関する助成制度の新設についての請願		○			
第16号	「選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の提出を求める請願	○				

(参考)継続請願の付託状況

[継続請願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第11号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願		○			

令和7年6月定例会

請 願 一 覧 表

宮 崎 県 議 会

総 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	継 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	1	1	2	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	2	1	3	

新 規 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 1 5 号	受理年月日	令和 7 年 6 月 1 1 日
請願の件名	宮崎県におけるアピアランスケアに関する助成制度の新設についての請願 (要旨) 宮崎県においてアピアランスケアに関する助成制度を新設し、県民のがん治療による外見の変化に伴う精神的負担、外見の変化を補完するための金銭的負担の軽減が図られるよう請願します。 (理由) 私は、医療美容師として、日々の業務の中で抗がん剤治療に伴う副作用で脱毛される患者様と度々接しています。 患者様の中には、高額な医療用ウィッグを購入できず、購入を断念される方や安価なウィッグを購入し不自然なヘアースタイルとなることで精神的にも負担を感じている方が多いのが現状です。 アピアランスケア(がん患者の治療に伴う外見変化による苦痛を軽減するケア)に伴う助成金によって、がん患者の精神的負担や金銭的負担は大いに軽減され、人生の質を向上させることができます。 については、宮崎県においてアピアランスケアに関する助成制度を新設されるよう要望します。		
紹介議員	内田 理佐 山口 俊樹		

新 規 請 願

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第 1 6 号	受理年月日	令和 7 年 6 月 1 2 日
請願の件名	「選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」の提出を求める請願 (要旨) 「選択的夫婦別姓制度を直ちに導入することを求める意見書」を提出してください。 (請願趣旨) 現行の民法750条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫または妻の氏を称する」と定められています。しかし、夫婦同姓が義務付けられているもとで、結婚時に改姓するのは、現在も95%が女性であり、同姓の強制は、個人の尊厳と男女平等、夫婦は対等平等との日本国憲法の趣旨にそぐわず、同姓か別姓かを選べる制度への転換が急がれます。 昨年10月、国連の女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して、「女性が夫の姓を名乗ることを余儀なくされていることは差別的」であり、選択的夫婦別姓制度にすべきと4度目の勧告を行いました。近年国内でも、各種世論調査で、選択的夫婦別姓制度の導入に賛成の割合は、反対を大きく上回り、地方議会での意見書採択も524件(2025年6月3日時点)可決されています。昨年の総選挙でも、多くの政党が制度の導入・実現を公約しました。 夫婦同姓が強制される国は世界中で日本だけとなっています。日本政府が、国連の度重なる勧告にもかかわらず放置し続けることは許されません。 よって宮崎県議会でも国会及び政府に対して、民法を改正して選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を採択してくださいますよう請願します。		
紹介議員	重松 幸次郎 下沖 篤史		

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 1 1 号	受理年月日	令和 6 年 1 1 月 2 9 日
請願の件名	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 (要旨) 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 (理由) 厚生労働省による医療経済実態調査では赤字法人は約 25%を占めます。医療法人の施設数約 4 万件のうち 1 万件が赤字経営ですが、実態は数字以上に厳しく、資金不足のため、借入金返済に追われ、病院建て替えなどの設備投資は計画にすら手がついていない厳しい状態です。 帝国データバンク 2023 年度動向調査によると、医療機関（病院・診療所・歯科医院）の倒産は 55 件で過去最多となり、休廃業・解散が急増しています。休廃業・解散は、倒産件数の 12.9 倍となる 709 件が確認され過去最多を更新し 10 年前と比較して 2.3 倍に増えています。 このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあります。厚生労働大臣、財務大臣の折衝で、本体改定率 0.88%と決定された 2024 年度診療報酬改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容になっています。 本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし 2024 年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました。多くの医療機関から「今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晩もたなくなる」との悲痛な声があがっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域がでてくるかもしれません。地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、以下要請し、		

	実施を強く求めるものです。 また、新型コロナウイルス感染症が５類に移行しましたが、依然として感染対策の強化は必要な状況であり、経営負担となっています。地域医療または医療従事者を守るために、県に対して財政支援を求めるものです。 (要請事項) 1. 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うように、国に対して意見書を提出すること。 2. 国による診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置がない場合は、地方自治体として、医療機関の事業と経営維持のための補助金等の財政支援措置を行うこと。 3. 医療従事者に対して、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布を行い、新型コロナウイルスワクチン接種について、補助金等の財政支援措置を行うこと。
紹介議員	前屋敷 恵美 永山 敏郎 図師 博規

本日の本会議の議事順序（案）

令和7年6月17日

1 開 議

2 一般質問

- ① 今村 光雄 議員
- ② 黒岩 保雄 議員
〈休 憩〉
- ③ 佐藤 雅洋 議員

3 議案に対する質疑

※ 通告なし

4 採決

（議案第14号 公安委員会委員の任命の同意について）

- (1) 委員会付託 ----- 省 _____ 略
- (2) 討論 ※ 通告なし
- (3) 採決 ----- 簡 易 採 決

5 議案・請願の委員会付託

6 散 会

令和7年6月定例会

議 員 発 議 案 に つ い て

[意見書]

No	件 名	提出会派	頁
1	地方財政の充実・強化を求める意見書(案)	県民連合立憲	1
2	少人数学級・教職員定数改善と義務教育費 国庫負担制度の拡充を求める意見書(案)	県民連合立憲	2
3	新田原基地における F35B 垂直着陸訓練計 画の見直しを求める意見書(案)	県民連合立憲	3

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

県民連合立憲

現在、地方自治体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。加えて、多発化、大規模化する災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源水準の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準の確保から一歩踏み出し、社会全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

- 1 社会保障の充実、地域活性化、DX化、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
 - 2 子育て対策、地域医療の確保など、急増する社会保障ニーズが地方財政を圧迫していることから、社会保障経費の拡充を図り、人材確保に向けた取り組みを支える十分な財源を確保すること。
 - 3 地方交付税の法定率を引き上げるなど、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向け、所得税や消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。
 - 4 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を毀損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。
 - 5 地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
 - 6 人口減少に直面する自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月 日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	額賀福志郎 殿
参議院議長	関口昌一 殿
内閣総理大臣	石破茂 殿
総務大臣	村上誠一郎 殿
財務大臣	加藤勝信 殿
内閣官房長官	林 芳 正 殿

少人数学級・教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書
(案)

県民連合立憲

改正義務標準法は令和３年度に施行され、小学校の学級編制標準は令和７年度までに段階的に３５人へ引き下げられた。また、中学校については令和８年度から３年かけて段階的に引き下げる方針となっており、今後は、高等学校においても３５人学級の早期実施など少人数学級の実現が求められる。

学校では、障がいのある子ども達に対する合理的配慮への対応、いじめ・不登校の課題など、解決すべき課題が山積しており、教職員が教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な環境となっている。本県においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われているが、地域の実情に応じた教育施策を実現できる教職員定数改善が求められている。

また、教員の安定確保を目的とした義務教育費国庫負担制度であるが、平成１８年度から国庫負担率が２分の１から３分の１へ引き下げられている。自治体が安定的に教職員を配置し、一人ひとりの子ども達へのきめ細かな対応や、学びの質を高める教育環境を実現するため、また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには財源保障をはじめとする条件整備は不可欠である。

よって、国においては、次年度予算編成において下記事項のとおり対応されるよう強く要望する。

記

- １ 高等学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編成基準の引き下げ等、少人数学級について検討すること。
- ２ 教職員の働き方改革、長時間労働の是正、加配教員や少数職種の配置増など計画的な教職員定数改善ができるよう国全体として取り組むこと。
- ３ 新規採用の持続的な確保に加え、定年引上げ期間中にも教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- ４ 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。
- ５ 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財源を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の堅持はもとより、義務教育費国庫負担割合の拡充を実現すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和７年６月 日

宮 崎 県 議 会

衆 参 内 総 財 文 内	議 議 閣	院 総 理 大 大 学 房	議 議 大 大 長	長 長 臣 臣 臣 官	額 関 石 村 加 あ 林	賀 口 破 上 藤 べ	福 昌 誠 勝 俊 芳	志 郎 一 茂 郎 信 子 正	殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿
---------------------------------	-------------	---------------------------------	-----------------------	----------------------------	---------------------------------	----------------------------	----------------------------	--------------------------------------	---------------------------------

新田原基地におけるF35B垂直着陸訓練計画の見直しを求める意見書（案）

県民連合立憲

令和 7 年 2 月 26 日、九州防衛局は宮崎県新富町にある航空自衛隊新田原基地において、最新鋭ステルス戦闘機F35Bによる垂直着陸の訓練を行う方針を示した。

F35Bは令和 7 年度以降、新田原基地に順次配備される計画で、最終的には 2 個飛行隊40機の配備が計画されている。防衛省はこれまで地元に対し、垂直着陸訓練は「緊急時を除き同基地では行わない」と説明してきた。今回の方針変更の理由について、防衛省は訓練場所として鹿児島県西之表市の馬毛島に建設中の自衛隊基地完成が令和11年度末にずれ込むことや安全保障環境の変化によるものと説明をしているが、急な方針変更により地元からも激しい不満の声が上がっている。

令和 7 年 4 月以降、防衛局が開催した住民向け説明会でも訓練に対する不安や国への不信感、負担軽減を求める声があげられており、住民の理解を得られているとは到底言い難い状況であり、これまで培った信頼関係が損なわれる事態である。

新田原基地建設以降、地元住民は騒音被害に悩まされており、今回の垂直着陸訓練は通常着陸より騒音が激しく、夜間訓練も計画されている。地元住民に対し、これ以上の負担を強いる訓練方針は到底受け入れ難く、地元の意見を反映し再検討が必要である。

よって、国においては、新田原基地におけるF35B垂直着陸訓練計画に関し、住民の負担軽減に向け早急に見直しを行うよう、強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福志郎 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 殿
外 務 大 臣	岩 屋 毅 殿
防 衛 大 臣	中 谷 元 殿
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 殿